

# 京丹後市中小企業緊急雇用調整助成金交付申請手続きについて

京丹後市商工振興課

国の「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」（以下「国の助成金」という。）の交付を受けられた事業主の方に対し、市独自の助成金を交付します。京丹後市中小企業緊急雇用調整助成金の交付申請にあたりまして、次の事項に留意して交付申請手続きを行っていただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 交付対象者

以下のすべての要件に該当する事業主の方が対象です。

- ・ 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者
- ・ 市内に事業所を有する中小企業者
- ・ 市内事業所等に勤務する従業員に対し、国の助成金の支給決定を受けていること
- ・ 市税等の滞納が無いこと
- ・ 下記①②のいずれかに該当すること
  - ① 基準賃金額が国の上限額を超える
  - ② 国の助成金の助成率が 10/10 未満

※「雇用調整助成金」：雇用保険に加入している従業員が対象  
※「緊急雇用安定助成金」：雇用保険に加入していない従業員が対象

### 2. 申請時期

国の助成金の支給決定通知書（下記の①）が手元に届いてから、京丹後市中小企業緊急雇用調整助成金交付申請を行ってください。

### 3. 助成額

「基準賃金額（※1）」から「国の 1 人日あたりの助成金額」を控除した額に、「月間休業等延日数（※2）」を乗じた額

（※1）基準賃金額が国の上限額の 5/4 を超える場合は、同上限額の 5/4 に相当する額  
例：国の上限額が 15,000 円の場合 → 18,750 円

（※2）市内の事業所に勤務する従業員分のみ

### 4. 申請書の提出

別紙の交付申請書兼請求書に住所、事業所名、交付申請額、振込先口座等を記入のうえ次の関係資料(写し)を添えて郵送もしくは商工振興課又は市民局へ提出してください。

添付していただく関係資料（写し）は、下記の①、⑤を除いてハローワーク峰山に支給申請した際の資料です。

- ①国の助成金支給決定通知書の写し
- ②国の助成金支給申請書の写し※金額に訂正がある場合は、訂正後のものを提出
- ③国の助成金助成額算定書の写し※金額に訂正がある場合は、訂正後のものを提出
- ④労使間の協定書（休業協定書）の写し  
※国へ提出をしていない場合、国が休業協定書の代替として認めた書類を提出
- ⑤市長が必要と認めるもの

【郵送先】〒629-3101

京都府京丹後市網野町網野 385-1  
京丹後市役所網野庁舎（ら・ぽーと）2階  
京丹後市商工観光部商工振興課 宛て

※複数月をまとめて申請される場合は、国の助成金支給決定通知ごとに申請書を作成してください。  
※「月間休業等延日数」に市外の事業所に勤務する従業員も含まれる場合は、市内の事業所に勤務する従業員及び休業日数が分かる資料もあわせてご提出ください。

### 3. 交付について

交付申請書兼請求書が提出されますと、申請内容、関係資料及び税務照会を確認したうえで、交付の可否を決定します。

### 4. お問い合わせ先

京丹後市商工観光部 商工振興課（電話：69-0440）

※国の助成金については、ハローワーク峰山（電話：62-8609）へお問い合わせください。

<例>対象労働者 1 人日当たりの助成額の試算（中小企業）

基準賃金額	休業 (緊急対応期間)	国の助成金(助成率)	市の助成金	助成金合計
9,000 円	R2.4/1~ R3.4/30 (上限: 15,000 円)	7,200 円 (4/5)	1,800 円	9,000 円
		9,000 円 (10/10)	支給なし	—
	R3.5/1~ R3.6/30 (上限: 13,500 円)	7,200 円 (4/5)	1,800 円	9,000 円
		8,100 円 (9/10)	900 円	9,000 円
17,000 円	R2.4/1~ R3.4/30 (上限: 15,000 円)	13,600 円 (4/5)	3,400 円	17,000 円
		15,000 円(10/10) ※上限	2,000 円	17,000 円
	R3.5/1~ R3.6/30 (上限: 13,500 円)	13,500 円 (4/5) ※上限	3,375 円	16,875 円
		13,500 円(10/10) ※上限	3,375 円	16,875 円